

## 糖業と散村 — 奄美大島の例 —

桐野利彦

### 一、はしがき

最近散村論議は下火となったが、奄美大島の糖業と散村には特殊なものがあるので、それについて述べようと思う。

人間の集団慾は本能であるとしていわれているので、散村が発生しそれが維持されるためには、孤立化を是とする余程の条件がなければならぬ。それらの条件として、従来自然条件や営農条件、あるいは政治的、社会的条件等があげられているが、これらは人間活動の形式的、機能的条件であって、人間活動の内容面からの条件ではない<sup>(1)</sup>。マルチニーが散村は牧畜に主力をおき、集村は主穀経営が中心になっていると言っているのは、人間の経済活動の内容面から説明している例であると思う。日本の場合、営農作物のいかによって、散村が生じた例があるかどうか知らないが、奄美大島では糖業が散村を発生させ、維持させてきたのであって、散村の成立が人間活動の内容からきている例である。

島津藩が奄美大島のキビ栽培に力を入れはじめるのは、大島に元禄十一年（一六九八）、徳之島に享保二〇年（一七三五）<sup>(2)</sup>キビ横目をおいてからであると思われる。キビ横目は、キビの植付、施肥、手入、製糖、樽拵、船積み等、糖業に関する一切の取締役に大きな権力を持っていた。そして大島において享保ごろ<sup>(3)</sup>定式糖三五〇万

斤が、徳之島においては明和三年（一七六六）に七三万斤がきまつた（後述）。さらに大島は延享二年（一七四五）、徳之島は宝暦一〇年（一七六〇）貢米換糖上納すなわち、貢米は全部砂糖で上納させることにしたのである。

その結果、畑地はもちろん水田をもつぶして、キビを栽培させることとした。このように島津藩は、奄美の砂糖生産を当初から藩の権力下におき、藩財政の大きな柱としたのである。その施策が最初からいかに苛酷であったかは、徳之島から大島へ、農民がしばしば逃亡したことでもわかる<sup>(4)</sup>（表1）。しかし藩は幕末に近づくほど無神経に砂糖生産を強化し、ことに天保の改革においては、「御改革第一の根本」とし、大島はキビの単一栽培化させられたのである。

そして生産された砂糖は、定式買入、惣買入という方式によって藩が強制的に安価で買い上げ、大坂市場で巨利を得た。定式買入は藩が砂糖の総買入額を島ごとにくみめ、それを島民一人に割当てるものであり、惣買入は、キビの栽培面積を藩が島ごとにくみめ、それを農民一人一人に割当て、監督を厳重にして砂糖を生糖を生産させ、生産した砂糖は全部買い上げるもので、自己消費も脇売も禁じた。

表1のように、定式買入と惣買入は交互に行われ、幕末は惣買入であった<sup>(5)</sup>。定式買入においては一五才から六〇才までの男子一人につき、砂糖四〇〇斤が、女子には一三才から五〇才までのものに二〇〇斤が割当てられた（四〇〇斤は中地約二反分）<sup>(6)</sup>。惣買入においては、場所により割当て面積は若干異なるが、男子（年令は上に同じ）二反―二・五反、女子八畝―一反くらいであった。筆者は奄美大島における島津藩の砂糖生産は、前期的プランテーションであ

ると考えている<sup>(6)</sup>。

この砂糖生産に対して、必然的にとられた村落形態が散村であった。

## 二、糖業と散村

糖業が散村を有利とするというのは、個人製糖の時代であって、最近のような工場製糖の場合ではない。奄美大島の個人製糖は、藩政時代糖業開始以来、戦後の日本復帰（昭和二八年）ごろまで行われ、あとは工場製糖となった。個人政糖時代、糖業の仕事には、キビ栽培、キビ運搬、搾汁、砂糖たき等があり、これが同一個人により人力、畜力を利用して行われた。

キビ栽培そのものも住居近くに耕地があれば便利であるが、これ自体は他の作物同様散村の絶対要件ではない。しかしキビが成熟すると、それを切り搾汁場まで運ばねばならない。人力と畜力で運ぶが、キビは非常に重いので遠隔地まで運ぶのは困難である。そしてキビは切った日に搾汁しないと程度が落ちるので、その日に搾汁しなければならぬ。また搾汁はその日に釜たきしないと腐敗するので、夜を徹してたぐのが普通である。

このように個人製糖は、キビが重いということ、キビ運搬、搾汁、砂糖たきの各段階の仕事が時間的制約が非常に大きいことが特色である。したがってキビ作地と搾汁場はできるだけ近い方がよく、搾汁場と釜場も近くでないと都合が悪い。そして釜たきは夜を徹して行われる。こういう仕事が毎日数か月（十一月から三月まで）行われるのである。したがってキビ作集落は、散村を最も有利とするの

であって、散村でなければ奄美のこの方式の個人製糖は、非常にむずかしいのである。

こういうわけで、住民の間には住居は自分の耕地の真中につくものだという、絶対と言ってもよいほどの強い観念ができていた。

これがキビ作地に散村ができる基本的理由である。

奄美大島のキビ作地においては、自分の宅地の周辺には自分の耕地がまわってあるため、ひとりの土地の交換分合などは問題にならなかった。小作人の場合も、ある場所をまとめて小作し、自分の小作地の真中に住居を定めるのが普通であった。

右のようなわけで既存耕地<sup>(7)</sup>または、新開墾地等がキビ作地となる場合、集落形態はきまって散村であり、逆に散村地域は、新キビ作地と考えて大過はない。

ところが問題は、キビ作以前（藩政中期以前）から存在する集落である。これは米作を主として来た集村である。これらの村落は既存の耕地を水田までキビ畑化させられたのである。この新しいキビ作にどのように対応するかは大きな問題である<sup>(8)</sup>。大土地所有者（ユーカリッチュ）の場合、作人（家人）<sup>(8)</sup>を作地に居住せしめ、部分的に散村形態をとった例もあるが、既存の集村部落そのものは解体することはなかった。従来の集村のままキビ作に対応できたとすれば、糖業と散村の関係は微弱となり、散村の方がよりよい程度のものとなる。しかし事實は然らず、従来の集村部落は特別の形態をとって、キビ作に対応したのである。これが季節的散村である。それは自分のキビ作地に砂糖小屋を建て精糖期<sup>(9)</sup>の数か月間そこに移住し、糖業を行ったのである。その移住は単なる役者だけの

移住だけでなく、一家をあげて移住し、子供はそこから通学させた。人間ばかりでなく牛、馬、豚、にわとり、犬、猫まで連れていったという。こうなれば生活の全機能が砂糖小屋に移ったわけで、完全移住である。部落にはキビ作をしないものや、部落付近にキビ畑を持つているもののみが残ったという。こうなれば数か月ではあっても、そこに別形式の村落が形成されたわけで、筆者はこれを季節的散村と仮称している。このように既存の集村部落は、季節的散村の形態をとってキビ作に対応したのである。

右のように奄美大島の糖業と散村の問題は、奄美の糖業以前から存在する古い集村部落のつくる季節的散村と、糖業開始以後新開地

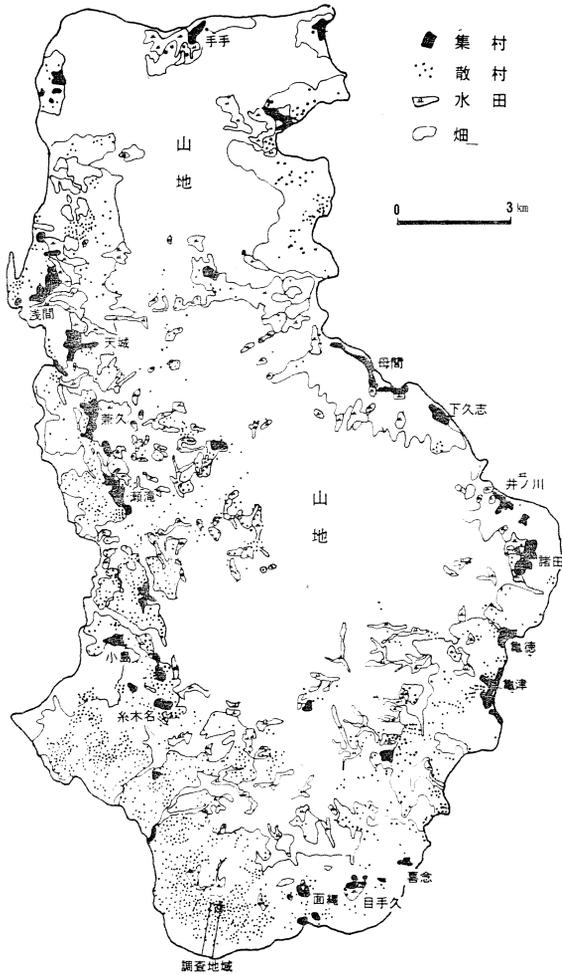


図1. 徳之島の集落

(大正9年測図5万分の1地形図より作成)

等に発生した散村の二つに分けて論ずることができ。散村については徳之島の伊仙町、季節的散村については大島の名瀬市についてその実態を述べようと思う。

### 三、徳之島の散村

徳之島は中央部が山地をなし、その周辺は隆起サンゴ礁にとりまかれている。隆起サンゴ礁は多くの谷によって開析され、これらの谷および山地には水田が開けているが、隆起サンゴ礁面は広大な水の乏しい台地をなしている。図1に見るような徳之島の見事を散村は、このサンゴ礁台地がキビ作地として開発されるにつれて発生し

表1 大島・徳之島糖業関係年表

	年	西曆	開発	大島	徳之島
第一次 定式買入	慶長15	1609	水田 中心の 開発  既存耕地の キビ畑化	甘蔗伝来 キビ横目をおく 砂糖買入13万斤 享保ごろ定式糖350万斤きまる 貢米換糖上納 定式糖350万斤完納	キビ横目をおく  砂糖100万斤できる 貢米換糖上納 農民多数大島へ逃亡 定式糖73万斤きまる 農民大島へ300人逃亡
	元禄11	1698			
	正徳3	1713			
	享保20	1735			
	延享2	1745			
	" 3	1746			
	宝暦9	1759			
	" 10	1760			
	" 13	1763			
	明和3	1766			
" 8	1771				
第一次 惣買入	安永6	1777	キビ畑・甘蔗畑の 開発	砂糖惣買入始まる 得能通昭下島ノ口断庄	砂糖惣買入始まる 農民大島へ300人逃亡
	" 8	1779			
第二次 定式買入	天明7	1787		定式糖350万斤 ・買重糖 110万斤  ・買重糖 20" " 40" " 90" " 100" " 102"	定式糖73万斤 ・買重糖 11万斤 定式糖84万斤 ・買重糖 10" " 25" " 50"
	" 8	1788			
	享和元	1801			
	文化元	1804			
	" 2	1805			
	" 4	1807			
	" 7	1810			
第二次 惣買入	天保元	1830		砂糖惣買入始まる キビ作地割当2245町  砂糖 781万斤 " 781" " 733" } できる	砂糖惣買入始まる キビ作地割当1080町 砂糖350万斤できる 砂糖302万斤 " 306" " 315" } できる
	" 14	1843			
	弘化元	1844			
	嘉永3	1850			
	安政2	1855			

(大島代官記、徳之島前録帳、鹿児島県史、その他により筆者作成)

たものである。

散村の実態を明らかにするには、まずキビ作地の拡大について考究する必要がある。それを既述の「既存耕地のキビ畑化」と「キビ畑の新開発」の二つに分けて論ずる。

既存耕地のキビ畑化

図1によって徳之島のキビ作

以前から存在する既存の集村部落がわかる。ほとんど隆起サンゴ礁の開折谷か、中央山地の中あるいはその山麓の水のあるところにある。米作を基盤としていた村落である。

伊仙町(図の南部)で言えば、喜念、目手久、面縄等の部落である。これらの部落の付近には言うまでもなくキビ作以前から存在する田、畑すなわち既存耕地が存在した。砂糖生産の強化に当り、藩はまず既存耕地のキビ畑化を行った(表1)。生産をすぐあげるには、それが一番でつとり早い方法である。

徳之島において、藩が砂糖生産に力を入れ始めるのは、前述のように享保二〇年(一七三五)キビ横目においてからで、宝暦九年(一七五九)には、早くも徳之島の砂糖生産額は一〇〇万斤に達している<sup>⑩</sup>。キビ横目においてから僅か二〇年後である。一〇〇万斤の砂糖を生産するには約三〇〇町の土地を必要とする(当時の一畝の砂糖生産は三〇〇三五斤)。続いて宝暦一〇年(一七六〇)には貢米の換糖上納を令し<sup>⑪</sup>、明和三年(一七六六)には定式糖七三万斤を定めている<sup>⑫</sup>。このことは大島でも同じで、大島では延享三年(一七四六)三五〇万斤の定式糖を完納している

(表1)。その所要面積は一〇〇町歩以上となる。これらのキビ作地としてはまず既存耕地が当てられ、畑地はもちろん、水田にもキビ作を強制したのである。次にその史料をあげる。南峰都成植義著『奄美史談』(明治三六年ごろの原稿)の享保の項に、「(略)

二、(略)、三、二金銀ノ并及絹布ヲ廢シテ次第ニ其品位ヲ損シタリ、畢竟島民門閥ヲ氣取り控御ニ服セサルヲ以テナリ、而シテ爾來島民ハ専ラ製糖ノ一事ニ膏血ヲ絞リ、米穀其他必需ノ産物ハ之レヲ培養スルニ暇アラズ、悉ク之ヲ内地ニ仰ガシムルニ至レリ」(圈点筆者)とあって、島民は製糖一事で、米穀等の生産もさせなかったことがわかる。また安永六年(一七七七)得能通昭が藩の勸農使として下島しているが、その『通昭録』(県立図書館所蔵)に、「此の島の民は砂糖を作り貢して、米は御蔵より給ふ掟なりけるが、何時頃よりなりしか悪しき法起り、此のこと止み、悩み大なりとこのことを公より仰せ出しありて、今年より古政を改めければ：」とあって、前史料と併せ考え、既存の食糧田畑をキビ作地に転換し、食糧は藩から供給する定めであったことが明らかである。この点キューバの甘蔗栽培に類似し興味深い。

この既存耕地のキビ畑化が、5つのところから起こったか明らかでないが、藩の砂糖買入額等からみて、表1のとおり享保の頃からではないかと考える。

この藩の既存耕地のキビ畑化政策によって、徳之島の既存の集村部落の付近の耕地も、キビ畑化されたことは言うまでもない。徳之島の場合、明治七年の久能謙次郎の『南島誌』によれば、水田は約半分がキビ畑化されている<sup>13</sup>。藩政時代もこれと大差なかったであ

らう。畑地はほとんどキビ畑化されたと考ええる。

既存耕地がキビ畑化されるにつれ、既存村落は季節的散村をつくり、これに対応した。季節的散村については筆者が最も具体的に調査した名瀬市について後述する。

#### キビ作地の開発

薩摩藩の財政は宝暦の木曾川治水を命ぜられて以後とくに悪化し、文政末は極限に達し天保の改革となった。

藩財政のかかる状況から奄美の糖業には異常な重圧がかかってくる。『大島代官記』によれば、安永六年(一七七七)大島、徳之島、喜界三島共に島中出来砂糖惣買入を達し、諸売買を差留め、島民用分の品は藩より差し下す事とした。そして天明七年(一七八七)以後は第二次定式買入(表1)となるが、定式糖のほか買重糖<sup>14</sup>は、表1のように次々と追加され、さらに余計糖を出さねば日用品が貰えず、島民はキビ一色の中で塗炭の苦しみに陥った。

徳之島の場合、砂糖の生産額は、『徳之島前録帳』や砂糖総買上方法によれば、宝暦九年(一七五九)は前記のとおり一〇〇万斤であったものが、天保一四年(一八四三)には約三〇〇万斤となり、約三倍になっている。三〇〇万斤の生産のためには、約一〇〇〇町歩の土地が必要となる。この一〇〇〇町歩は、表1の天保の惣買入の時のキビ作地の徳之島割当一〇八〇町と大体合致しているので、信頼されてよい。そうすれば宝暦時が前記のとおり三〇〇町余であるから、宝暦から文政ごろまでの間に、徳之島においては六〇〇町余のキビ作地が増加したことになる<sup>15</sup>。『徳之島前録帳』天保五年(一八三四)の項に次の記事がある。

一、新古黍地 九百六十三町九反廿歩

内 新 二百七十町六反八畦六歩

古 六百九十二町五反二畦十四歩

右当秋見分等入町反惣総

一、新古黍地 千九百四畦廿三歩

内 新 三百四町貳反口畦十九歩

古 七百十四町七反六畦四歩

但當未替三間切村ニ黍地惣総届本

差引 五十五町壹反四畦三歩

内 新 三十二町九反十三歩

古 二十二町二反二反三畦廿歩

一、此代三間切黍植重被仰渡、黍地時々見分とゞ詰役屯人 書

役兩人ツ、被召列、手分を以等入畦反見分いたし候処、嶋

中千丁余ニ相及候、尤七年大風ニ而翌春砂糖大分引入候事、

(以下略)

これによっても天保のはじめ黍地が約一〇〇〇町歩あったことは  
確実である。ただ右の数字に新古とあるのは、どの時期を基準とし  
ているかよくわからない。しかしこれによっても新黍地が相当あつ  
たことは明確である。

ところが徳之島の砂糖生産額は、表1のとおり大体三〇〇万斤で、  
幕末まで変化がないのである。また天保元年の黍地割当一〇八〇町  
にもその後変化はない。前記明治七年の『南島誌』にも黍地九一四  
町、生産三〇〇万斤となっていて、天保のはじめと大差ない。する  
と、前記徳之島の宝暦九年以後の六〇〇町余のキビ地の増加は、大

体宝暦から文政の間に行われたことになり、この間が徳之島の耕地  
開発が積極的に行われた時期であることは疑いない。中でも砂糖生  
産が強化される安永六年(一七七七)の第一次惣買入から、第二次  
定式買入の終る文政までの約五〇年間を開発の盛んな時期と考える。

キビ地の増加と言った場合、前記『徳之島前録帳』の数字の、新  
黍地となっているのは、全部が新開発地とは限らない。それは既存  
耕地の転換によるものもあり得るからである。しかし既存耕地のキ  
ビ畑化は、前記のようにキビ栽培の当初から行われているので、そ  
れがいつまでも無制限にできるはずはない。安永六年(一七七七)  
前記得能通昭が下島し、藩庁に建議し、従来島民の食糧を藩庫から  
供給していることに對し、「御蔵米を島民に分配して常食の料たら  
しむることは廃止し」とあり、また従来キビ作一本に島民をしめ  
つけていたことに對し、「従来過重に甘蔗栽培を強制して余りに耕  
作の自由を束縛せしことを弛め、之を一定量に限りて其の程度は時  
宜に定むること」として、キビ作地以外の耕地も必要  
となり、既存耕地のキビ畑化は制約を受けざるを得ない。したがっ  
てこの六〇〇町歩の増大の大部分は、新開発によるものと考えて大  
過はないと思う。

この耕地開発に大きな影響を与えたのは前記得能通昭である。安  
永六年(一七七七)彼が下島したのは、当時各島とも砂糖不作で、  
その対策のためであった。彼は多くの改善策を考えたが(前記のこ  
ともその一つ)、耕地開発にも意を用い<sup>16)</sup>、ノロヤユタが耕地開発  
に非常な障害になっていることを知り、これを断崖し大々的に耕地  
開発を推進したのである。昇 曙夢の『大奄美史』にも、「∴∴後



■ 明治21年宅地  
 ▨ 明治21～昭36年新宅地 A 朝家耕地 B 勇家耕地  
 一 土地所有者区分線 C 平山家耕地

図2 伊仙町役場付近の散居状態  
 (土地台帳及び地籍図による)

表2 明治21年 朝・勇・平山3家の宅地および耕地

家名	宅地	宅地周辺の耕地		遠耕地	
		畝	反	町	反
朝家	統豊	6.27	3.20	8.7	1.8
	佐美	4.29	1.50	1.6	2.26
	喜喜	3.28	3.40	1.0	2.00
	喜喜	3.11	8.08		
勇家	行喜	5.17	1.0	4.7	0.07
	信禎	7.04	4.9	1.3	3.13
平山家	玖	5.01		4.3	0.09
	芳平	3.06	1.1		
	安則	5.27	3.0	1.0	3.19

(土地台帳による)

図2は調査地域の明治二十一年の耕地と宅地の状況を地籍図で示したものである。宅地以外は全部畑地である。まず耕地を所有者別に区画し、それとその耕地の所有者の宅地を入れたものである。したがって耕地はあるが宅地のないものは、耕地の所有者がそこにはいないものである。耕地は数筆からなっているのが普通で宅地一筆、耕地一筆というのはきわめて少ない。

本図でよくわかるとおり、各宅地はその所有者の耕地にとり囲まれ、正しく散村である(南部を除く、後述)。まずこの明治二十一年の状況を観察し、これを基準としてそれ以前、

文化年間に及んで開墾切換の法が盛んとなり、山上より谷底に至るまで耕作し……と記し、その源を得能通昭の指導奨励に発するものとしている。これは大島についての記事であるが、徳之島も大島に準じて、前記のとおり安永以後開発が盛んに行われたと考えて差支えない。筆者が伊仙町について具体的に調査した結果も、この頃になっている(後述)。

この六〇〇町歩は地形上どこであったかが問題であるが、徳之島の地形からしてそれは隆起サンゴ礁面を主とし、それに山間地域であったことは明らかである。

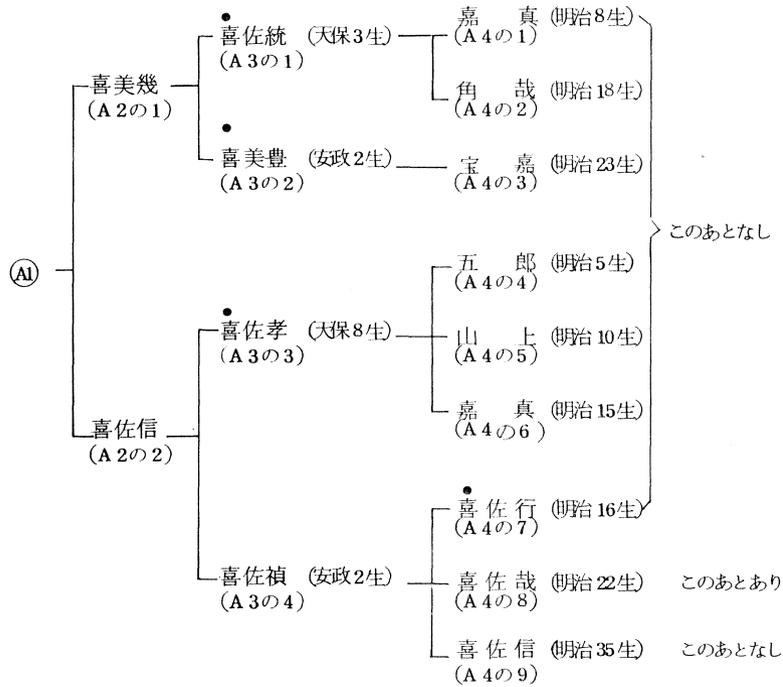
この隆起サンゴ礁や山間地域が開発され、キビ畑化するにつれ、散村が形成されていったものと考えられる。また既存耕地がキビ作地化する場合も母村から離れている場所等においては、分家等によって

散村が形成されたことは当然考え得ることである。要するに新開地や既存部落からの季節的散村が及ばないキビ作地化、散村が開示したと云ってよいであろう。次に伊仙町の散村について具体的に述べる。

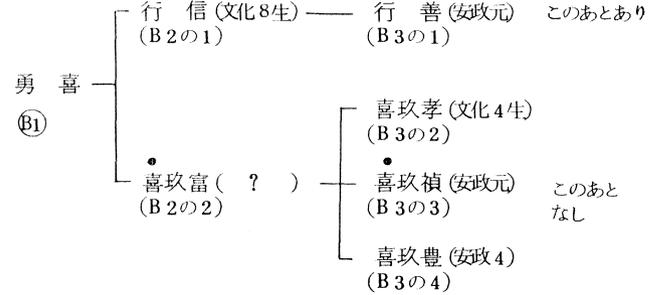
伊仙町の散村 伊仙町には東部の喜念、目手久、面縄等の集村に対し、西部には伊仙、検福等に見事な散村が成立している。これらの散村のうち、伊仙町役場付近から両方海岸まで、明治二十一年の土地台帳およびその地籍図を利用して、散村の実態を調査した。調査地域は図1に示したとおりである。

表 3 朝・勇・平山家の明治前後の系図

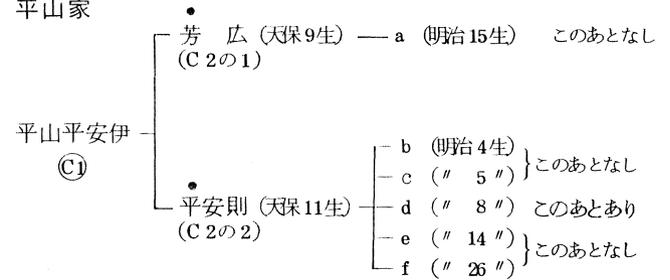
朝家



勇家



平山家



(・は明治21年宅地を所有するもの)  
 符号は図2と連結している

それ以後を考えると、この地の山村の実態を把握することができる。

この図でわかるとおり、散村の形態はとっているものの、部分的には宅地が密集し、周辺の耕地が少なく、散村としては薄弱な気のある場所もある。この図の地域で最も古く、宅地が密集している朝（図のA）、勇（図のB）、平山（図のC）の三家について、明治二一年の土地台帳の宅地、耕地の面積を示すと表2のとおりである。

耕地のうち遠耕地というのは、宅地は近くになく遠方にある耕地のことである。この表によると、宅地は大体五畝内外、宅地付近の耕地は三反以上が三戸、一反から二反が三戸、一反未満が三戸となっている。この程度の耕地では生計は立たない。散村としての意義も薄弱となるが、この三家の付近は、この辺で開拓が古いと言われているからで、最初からこういう状態であったのではない。この地域を全体としてみれば、宅地周辺の耕地は普通四〜五反はあって、散村の形態を整えているのである。しかし図1でもわかるとおり、伊仙のこの辺の散村は徳之島全体の散村からみて、相当密集した散村である。

各宅地の隣近辺は大体同族である。これは分家をした結果で、前記三家について具体的に示そう。右三家の系図を戸籍の除籍簿やききがきによって作ったものが表3である。このうち明治二一年宅地をもっているのは付点がしてある九氏で、図2には表3の符号で示してある。これによって分家で宅地が増加し、耕地が分割されたことが明らかである。朝家（A）では本家は朝喜佐統、勇家は勇喜玖盛、平山家は平山芳広である。朝家の場合、喜美茂（A2の1）、喜佐信（A2の2）の幼少のころは、宅地は本家一つで耕地も分割され

ていなかったことになる。耕地の所有関係に多少の変動があったかも知れないが、明治二一年のまま朝家の宅地周辺の耕地を集計すると、七反三畝余となる。宅地は六畝二七歩である。同様にして勇家、平山家を計算すると、勇家は宅地五畝一七歩、耕地七反二畝二五歩、平山家は宅地三畝六歩、耕地四反七畝二〇歩となる。これらの三家はA1、B1、C1から始まっているので、出生年のわかっている子孫（A3、B3、C2等）の出生年から逆算すれば、この三家がはじまった年代が大体わかる。大体安永ごろから文化ごろにかけてかと思う。さきに安永ごろから文化ごろまでの間に耕地開発が行われ、そこに散村が成立したことを述べたが、この伊仙での調査でも大体それと一致する。散村成立後数十年を経た明治二一年には宅地の多少密集するところも現われたが、それは分家の結果である。現地には分家は遠方にする風習が強く存在しているのであるが、農耕をあまりやらない家庭もあつたりして公式通りにはいかない。しかし本家近くに分家するにしても、できるだけ分散して宅地を定めようとしているが、図2にもよくあらわれている。

本家近くに分家をすれば耕地不足を来すことは言うまでもない。その補いは遠隔地に求める外ない。それが表2に示した遠隔耕地である。その場所は図の兩半分である。徳之島の隆起サンゴ礁の開発は、多くが中央山地の山麓から海岸の方へ向っている。伊仙の場合も正しく図2のように海岸の方へ向って開発が進められている。同図に右三家の遠隔耕地を示した。明治二一年現在では、まだこの新耕地には三家の宅地は少ない。分家以前は宅地周辺の耕地でキビも食糧作物（主として甘藷）も栽培できたと思われるが、分家によつ

て宅地周辺の耕地が少なくなると、キビは宅地付近で、食糧は遠隔地ということになった。しかし家族がふえてくれば、遠隔地を開拓してキビも栽培するということは当然起こってくる。遠隔地にキビを栽培する場合は砂糖小屋を作り遠い場合は季節的散村によって製糖することが普通に行われ、子供が分家する場合はこういう砂糖小屋を母体として分家する。このようにして散村は新開地に拡大してゆく。この状況を示したのが図2の明治二十一年以後昭和三十六年まででできた新宅地の分布である。既宅地付近にも耕地の広いところには若干見られるが、大部分は既存宅地のないところ、すなわち南方への分布である。糖業と散村の避け難い関係をよく示している。

ところが明治以後は、糖業と散村の本質的な関係の他に、散村を維持するもう一つの新しい条件が現われた。それは出稼である。明治以後は、とくにその後半以後は奄美では出稼が特に多くなるのである。出稼が多くなると現地での分家は少なくなるのは当然で、それが散村を維持する大きな要件となったと考えている。右三家の出稼の状況は表3に示したとおりで非常に多く、明治二十一年の散村の状態を後々まで維持するのに非常に役立った。

この地の散村は約二〇〇年の長きに亘って維持されて来たのであるが、それは基本的には個人製糖の本質に根ざし、さらに明治以後は、それに出稼が加わった結果によると言ってもよい。

砺波平野の散村の場合、その成立要件の一つとしてどこにでも水があることがあげられる。この伊仙の場合隆起サンゴ礁でどこに住んでも水はないのである。水は昭和三十三年水道ができるまでは、皆中央山地の山麓まで約三キロメートルを水汲みしなければならな

かった。山麓までは相当の距離であるので、宅地を分散するためには生ずる多少の遠近は問題にならない。水汲みの苦勞より糖業の方が優先すると多くの古老は言っている。どこにでも水はあるのだからどこに住んでもよいということが真ならば、どこにでも水がないのだから、どこに住んでもよいということもまた真である。ここでは逆もまた真なりということになる。

日本復帰後間もなく工場製糖となったので、個人製糖は全くなくなり、散村成立の基本要件がなくなった。季節的散村は直ちに姿を消し、散村は崩壊を始めたのである。散村の場合季節的散村と異りすぐにはなくならない。それは複雑な要件がからんでいるからである。しかし基本要件がなくなった以上、いつまでも散村を続ける必要はない。既に交通の便利な県道沿い等に多くの人家が集まって来ている。この崩壊過程は今後の研究課題となる。

#### 四、名瀬市の季節的散村

大島の地形は徳之島とは全く違ってくる。険峻な壮年地形が島の大部分で、谷は深く平地は谷底に僅かばかり開けるだけである。

沈降地形であるので谷底はきわめて低平な埋積平野であるが、谷の上流部は扇状地形をなしている。またいずれの谷もその下流の海岸には砂丘が発達している。したがって谷の縦断面は上流から扇状地、低地、砂丘となる(図3)。扇状地末端の湧水点から砂丘裏までは水田で、砂丘裏はおおむね湿田である。集落は図3のように砂丘裏に立地するものが最も多く、そのほか湧水点以下の谷の両側に処々に存在する。これらの集落は一般に古く、水田を基盤とした集

村であることは言うまでもない。キビ栽培が盛んとなる藩政中期において、水田は大部分開発されていたと思われるが、上流部の扇状地が開発されていたかどうかはつきりしない。上流部に集落がほとんど存在していないところを見ると、まだあまり開発されていなかったのではないかと考えられる。また各谷の谷壁は下流部まで相当急斜面である。キビ栽培のはじまるころは無開発状態であった。

#### 既存耕地のキビ畑化と新開発

こういふ開発状態の時キビ栽培の強化が始まる。まず既存耕地特に水田のキビ畑化である。下流部の湿地地域以外の水田は大部分キビ畑化されたものと考えてよい。キビ畑化できない水田が現地で観察して約三分の一はあると思われるのであるが、前記明治七年の『南島誌』によると、大島の水田一九八八町のうち、稲作をしているのが七一八町あるので、約三分の一はキビ畑化できなかったことを示している。

次に徳之島同様安永ごろから大開発の時期を迎える。その開発場所は、上流の扇状地が開発されていなかったとすれば、まずそこが開発されよいキビ畑となったであろう（現在もすぐれたキビ畑である）。次に山地斜面であるが、文化二年の『奄美大島誌料』<sup>17</sup>によれば、「甘藷は平地には全くなし、凡て片下りのところなり。是も至極烈しければ手掛りなくては登りも六ヶ敷程にて既に崩れかかる如き数十丈の所に作りたるもの多し」とある。これは山地斜面の段々畑であることは明らかで、文化のころ既に相当開発されていたことを示している。作物が島民の食糧である甘藷であったことも明らかであるが<sup>18</sup>、これは平地は水田といわず畑地といわず、一部を除いてキビ畑化されたため、島民は食糧をこの難儀な山地斜面に求め

ざるを得なかったものである。しかし山地斜面の開発地が甘藷ばかりでなく、キビも栽培したことは古老もよく知っており、前記『南島誌』にも大島の高外山野地（山地斜面）二六四六町のうちキビ作地五二九町と記している。山地斜面の新開発地の約五分の一がキビ畑であったことになる。

このように大島では既存耕地のキビ畑化、新キビ作地の開発が行われても、その作職のため、部分的にはあっても一般的には徳之島のように散村が形成されることはなかった。大島では新しいキビ作に対し既村の集村部落から出かける季節的散村によって対応した。これは新開地の扇状地や山地斜面が、徳之島の隆起サンゴ礁のように広大な土地でなく、また旧水田地域は湿気が多く住居として好ましくないこと等が、その一因ではないかと考える。

#### 名瀬市の季節的散村

季節的散村の状況を知るには、製糖の行われた場所、すなわち砂糖小屋の位置を調査し、その分布図を作ればよい。それが散村を示すことになる。大島においては製糖は水車および牛車で行われたので、砂糖小屋は水車、牛車別に調査しなければならぬ。名瀬市の各河川の流域別に調査したものが図3である。

これは昭和三十六年実地調査によって確認したもので、昭和初年の状況として調査した。古老その他の人の言に記憶違いや、記憶もれ等も若干あるかもしれないが、表4の明治十一年『鹿児島勸業年報』の数字<sup>19</sup>と大体一致するので、図によって大島の季節的散村の実態が大体わかる。これによって藩政時代の状況も推察できると思う。

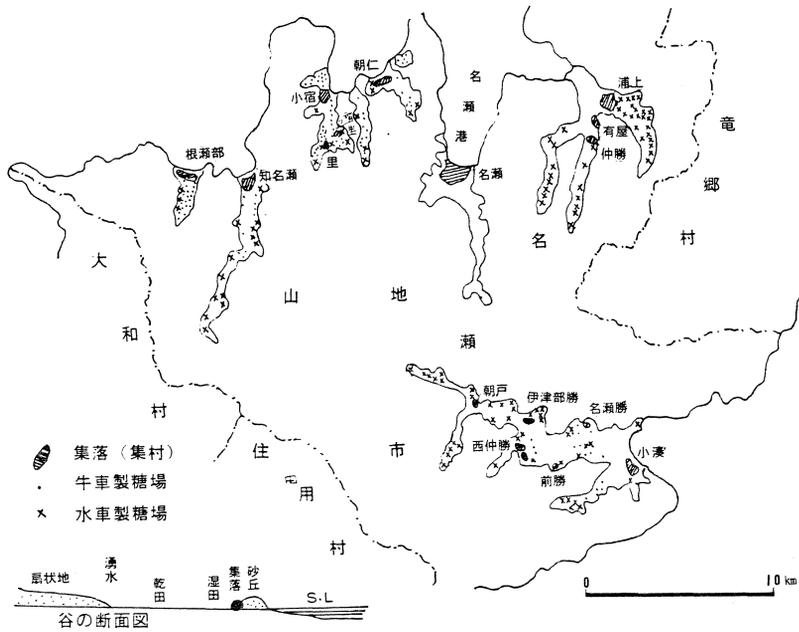


図3. 名瀬市の季節的散村 (昭和初年ごろ)  
〔実地調査により作成〕

表4 名瀬の牛車・水車製糖

村名	牛車	水車
村名	牛車	水車
金久	20	12
朝仁	11	5
小宿	58	7
知名瀬	28	13
根瀬部	20	12
伊津部	12	14
大浦	14	25
浦上	26	29
有屋	14	9
仲勝	7	2
小瀬	34	5
名瀬	19	7
伊津部	2	7
朝戸	2	5
西仲勝	22	20
芦花	19	1
有良	11	3
計	319	176

(明治16年鹿児島県勸業年報による)

大島は平地は湿田の一部を除いて湿田地域、扇状地地域はほとんどキビ畑化し、そこに図のように毎年冬を中心に数か月間季節的散村が成立したのである。水車あり牛車ありで多彩な製糖風景が展開した。水車は牛車より二倍半くらい能率がよく、また自然力を利用するので面倒がなく条件は非常によいのであるが、水がなければできずまた資力がなければ水車の建設はできない。水車製糖は奄美大島では大島だけで、他の島は隆起サンゴ礁で水が乏しく、水車製糖は全く存在しなかった。

大島の水車の大部分は藩政時代にできている。大島には水は豊富にあるのであるが、水車建設には水路を相当遠方からひかなければならないものもあり、資力がなければできない。藩政時代における奄美の上層階級は、ユーカリツチュと呼ばれる人達で、大島の水車はほとんどこの人達によって造られている。公的な資力によって建設されたものは、現在まで全く聞いていない。水車の用水路は中世的なもので、規模は大きくない。

大部分の農民は水車がなく、牛馬車で製糖した。水車、牛車とも

にないものは、人のものを一時借用して製糖したという。

製糖期になれば（十一月―三月）既存の部落から一家をあげて、これらの砂糖小屋に移住し、各河川の流域には一時的に散村が成立したのである。奄美大島の大島以外の島には、散村および季節的散村が共に存在したが、大島はほとんど季節的散村だけで散村を成立させることなく糖業に対応した。これは大島の大きな特色である。

## 五、むすび

一、奄美大島の糖業は藩政時代の中頃から盛大となったが、最初から藩財政の重要な柱とされ、藩権力のもとで行われた。畑地はもちろぬ水田までキビ作を強制され、奄美の社会は一変した。

二、奄美大島で行われた形式の個人製糖では、集落形態は散村が最も有利で、個人製糖と散村は必然的と言ってもよいくらいの密接な関係があった。したがって糖業開始以後新開地等に新しくできた村落は散村で、奄美に多い散村は多くはこうしてできたものである。これに対し、糖業以前からの集落は、主として米作を基盤とした集村であるが、この集村は集落を解体することなく、季節的散村で糖業に対応した。

三、集村は約二〇〇年間維持されたが、それは基本的には糖業と散村の本質的な関係によるが、明治以後は出稼の多くなることが、散村維持の一要因である。

四、糖業と散村は個人製糖時代のものであるので、奄美大島の日本復帰後工場製糖に転換するとともに季節的散村は直ちに姿を消し、散村は崩壊を始めた。

注

① 喜多村俊夫ほか『村落社会地理』一一六頁。

② 黍横目『徳之島前録帳』福岡大学研究所『道之島代官記集成』二二二頁。『泉史』二巻、三九四頁、昇曙夢著『大奄美史』二八一頁。

③ 『泉史』二巻、三九四頁。『徳之島前録帳』前掲書、二三二頁。表1 泉史『大島代官記』『徳之島前録帳』その他の史料により筆者作成。

④ 『名瀬市史』上巻三六六頁。

⑤ 筆者、九州地理学会で発表、未稿。

⑥ 遠い既存耕地にも散村ができたと考え。

⑦ 『名瀬市史』上巻三九三頁。金久好『奄美大島における家人の研究』

⑧ 通勤製糖をしたもの、製糖期のある期間通勤したもの等もある。

⑨ 『徳之島前録帳』前掲『道之島代官記集成』二二九頁。

⑩ 表1

⑪ 明治七年『南島誌』徳之島田高一〇七七町うち稲作は五八二町である。

⑫ 『大島代官記』前掲『道之島代官記集成』三七頁。

⑬ 前掲『道之島代官記集成』二六六頁。

⑭ 前掲『大奄美史』三四一頁、『名瀬市史』五〇七頁。

⑮ 『奄美大島誌料』文化二年。

⑯ 『奄美大島誌料』に「本島米がなければ唐芋を多く植て第一の食とす。唐芋不作して実入少なければ、島中一統の事にて、外に求むべき食物なく蘇鉄を上食とし、其他木の実草の実海苔類を食う」とある。

⑰ 全体としては勤業年数の牛車製糖・水車製糖ともに筆者の調査数より多くなっている。明治以後は糖業ばかりでなく各種の農作物が栽培されるようになり、糖業は相対的には減少したのである。

⑱ 『鹿兒島県史』二巻 三九四頁。

⑲ 定式糖、買重糖について『鹿兒島県史』二巻、三九四頁に次のように記されている。

定式買入は定額の砂糖を島中作用夫々割当てて強制買上する法、買重糖は臨時に額を定めて買上げる法で両者ともに強制買上であることは同様。

On the relation between domestic sugar industry  
and dispersed settlement

— A study of Amami Islands —

Toshihiko Kirino

The sugar cane was introduced into Amami-Oshima in about 1610. In about 1750, the Satsuma clan launched forth on sugar cane culture, and the islanders were compelled to engage themselves in it.

With the development of the sugar cane culture, the dispersed settlements were formed on the sugar cane fields. The agglomerated settlements which had been established before the sugar cane culture, that is, at the rice culture stage, formed seasonal dispersed settlements to adapt themselves to the sugar cane culture.

The dispersed settlement is the characteristic of the domestic sugar industry period and it lasted about two hundred years. But it has begun to give way since the sugar factory system started in about 1955.